

AW Letter

Vol.9

2018年12月



目次

1	はじめに	2
2	インドのセクハラ・パワハラ対策は急務 ～実務上の必要な対応	3
3	インドでの模倣品対策には税関差止めが有効	7

はじめに

AsiaWise Groupでは、この度、AW Letter第9号を発刊致しました。第9号のラインナップは以下の通りです。

1. インドのセクハラ・パワハラ対策は急務 ～実務上の必要な対応

本稿では、世界的にも問題となっているセクハラについて、インド・セクハラ防止法上の取り扱いを解説するとともに、パワハラその他ハラスメント事案への対応における実務上のポイントを具体的にご提案しています。

2. インドでの模倣品対策には税関差止めが有効

本稿では、AsiaWise GroupのIPプラクティスチームのチェアである奥啓徳が、インドにおける模倣品対策として注目の集まる知的財産権税関差止め制度をご提案するとともに、実務的手続について解説しています。

AsiaWise Groupでは、クライアントの課題解決のため、今後「際」を超えたコラボレーションを加速して参ります。AW Letterもその実験場のひとつとして、複数の分野・国の専門家が執筆者となってコラボ編集することにより、これまでにない新しい価値の提供に務めたいと考えております。

AW Letterの配信登録は以下のURLからお願い致します。

<https://www.asiawise.legal/news-letter>

AsiaWise法律事務所

代表 久保 光太郎

インドのセクハラ・パワハラ対策は急務 ～実務上の必要な対応

<サマリー>

- 世界的に注目の集まるセクハラ・パワハラ問題について、インドで事業展開する日系企業においても、適切な対策を講じることが必要です
- 本稿では、インド・セクハラ防止法（2013年施行）におけるセクハラの定義を挙げるとともに、法律上必要とされる機関設計や手続きについて解説しています
- 加えて、そうした法的枠組みを踏まえた上で、セクハラ・パワハラ防止、事後対応における実務的なチェックポイントをご提案いたします

- 肉体的接触、誘い（physical contact and advances）
- 性的接待の要求（a demand or request for sexual favours）
- 性的意味を持つ言動（making sexually colored remarks）
- ポルノを見せること（showing pornography）
- その他一切の性的な性質を持つ迷惑行為（any other unwelcome physical, verbal or non-verbal conduct of sexual nature）

また、セクハラ防止法上、以下についてもセクハラとみなされる場合があるとしています。

1. はじめに

全世界的に「#MeToo」運動の広がりが見られますが、インドもその例外ではありません。インドで事業展開する日系企業の中でも、セクハラ被害の内部通報の対応を誤ってしまったがために炎上する事案も出始めています。したがって、日系企業としても早急に対策を講じることが必要です。

2. セクハラについて

インドでは、すでに2013年に、職場における女性に対するセクシャル・ハラスメント（以下、「セクハラ」といいます）を防止する法律（The Sexual Harassment of Women at Workplace (Prevention, Prohibition and Redressal) Act, 2013。通称「セクハラ防止法」）が施行されています。

セクハラ防止法において、セクハラとは、以下のいずれかに直接又は間接に該当するものとされています。

- 当該女性の雇用において優遇することを明示又は黙示に約束すること
- 当該女性の雇用において不利益な取扱いをすることを明示又は黙示に脅迫すること
- 当該女性の現在又は将来の雇用上の地位について明示又は黙示に脅迫すること
- 当該女性の仕事の妨害、又は、当該女性にとって威嚇的、不快若しくは敵対的な仕事環境を作り出すこと
- 当該女性の健康又は安全に影響をおよぼす可能性がある侮辱的な取扱いをすること

加えて、10名以上の従業員を雇用する会社においては、社内苦情委員会（ICC）の設置が必要であるとも定められています。ICCのメンバーには、①当該職場に雇用されている女性（上級職員）の中から選ばれた者、②従業員（メンバー全体の中で2名以上）、③女性問題を扱っている非政府組織団体またはセクハラ問題に明るい者を含まなければならず、かつ、その半数以上が女性であることが必要です。③については、例えば、外部の女性弁護士等が考えられます。

インドのセクハラ・パワハラ対策は急務 ～実務上の必要な対応

セクハラの被害女性は、ICCにセクハラの被害の申立てを行う場合には、原則、被害を受けた日から3ヶ月以内に書面により行わなければなりません。一定の事由により当該期間中に申立てを行うことができなかった場合、申立期間は更に3ヶ月延長することができます。

ICCは、被害女性から申立てを受けた場合には、社内調査を実施し、当該調査を90日以内に完了することが必要となります。また、調査完了日から10日以内に、会社に対して調査結果の報告書を送付する必要があります。その上で、セクハラがあったと認めた場合には、加害者に対する一定の処分等を勧告しなければなりません。雇用主は、当該勧告を受領した日から60日以内に、この勧告を踏まえた処分を実施しなければなりません。

被害女性の申立てに関しては、被害女性に関する情報、和解や調査手続に関する情報、ICCの勧告内容や雇用主が行った加害者に対する処分内容等を公開してはならないと規定されています。

3. パワハラについて

日本では最近、様々な分野における「パワハラ」行為が社会的な問題となっています。他方、インドにおいては、「パワハラ」という社会的ないし法的概念が、一般に認識されるには至っていないようです。もっとも、理論的には、職場における業務上の適正な範囲を超える身体的・心理的ハラスメント行為については、労働法及び不法行為法上、違法行為になりうると考えられます。例えば、他の

従業員がいる前で大声で叱責する、従業員に対して書類を投げつける等といった行為については、インドにおいても違法なハラスメント行為であると判断される可能性があるため、注意が必要です。

4. 実務的なチェックポイント

さて、以上の法的な枠組みを踏まえ、以下、日系企業としていかなる点に注意する必要がありますか考えます。

これまでインドでは、職場においてセクハラやパワハラの被害を受けても声を上げることが難しく、被害者は人知れず退職していくということも多くありました。ところが最近では、被害者が声を上げ始めています。現地に展開する日系企業としては、こうした状況に適切に対応することが必要になります。

(1) 対応窓口の設置

セクハラ防止法に基づくICCを設けていない場合、直ちに設置することが必要です。ICC設置義務の違反は、5万ルピー以下の罰金の罰則が科されます。また、企業のリスク・マネジメントの観点からは、法律上の義務を超えて、セクハラ以外のパワハラ行為やその他のハラスメントについても対応窓口を設置することが考えられます。さらにセクハラについても、法律上は女性従業員に対するセクハラ行為のみが保護の対象とされていますが、性別を問わず性的なハラスメント行為を対象とすることも考えられます。

インドのセクハラ・パワハラ対策は急務 ～実務上の必要な対応

(2) 駐在員に対するトレーニング

ハラスメント行為があった場合、ハラスメント行為の被害者のみならず、他の従業員の目を意識する必要があります。会社がこれを放置したとの印象を与えることは避けなければなりません。特に、日本人上司が現地人部下に対してハラスメント行為を行った場合、注意が必要です。会社としてこれに適切に対処しないと、人種・国籍に基づく不公平感や不満感に結びつきかねません。

何をもってセクハラやパワハラを構成するのかという判断は、その言動を受け取る相手方の視点が重要です。冗談のつもりの一言が相手にとっては冗談としては受け入れられない一言であった、というのは日本でもあり得ることだと思います。インドという異国の地にいる日本人駐在員としては、より一層、現地従業員の意識、感覚を理解しようと心掛ける必要があります。そのためのコンプライアンス・トレーニング・セッションなども有効でしょう。

(3) 適切な人事処分

セクハラ、パワハラの合理的な疑いがある場合、企業としては、リスク・マネジメントの観点から事実関係の調査を尽くし、加害者に責任が認められる場合、人事処分を課すことが必要です。セクハラ防止法上、セクハラに関してはICCが調査の任に当たりますが、それ以外の案件については、企業が適切なチームを組織して調査を尽くすことが必要です。調査チームには、外部の弁護士を含めることで、専門性と客観性の観点を含めること

も考えられます。実務的にはいかに秘密保持を図りつつ調査を進めるかが重要です。

以 上

インドのセクハラ・パワハラ対策は急務 ～実務上の必要な対応

執筆者



久保 光太郎

AsiaWise Legal Japan 代表

Chair of Legal Practice

弁護士（日本）

<Career Summary>

米国、インド、シンガポールにおける9年に及ぶ経験をもとに、インド、東南アジア等のクロスボーダー案件（現地進出・M&A、コンプライアンス、紛争等）を専門とする。

<Contact>

kotaro.kubo@asiawise.legal



足羽 麦子

AsiaWise Legal Japan アソシエイト

弁護士（日本）

<Career Summary>

司法修習終了後2年間、新任判事補として裁判所に勤務し、民事事件を担当。2018年、キャリアパスをチェンジし、弁護士登録。現在は、日本をベースとしてアジア各国の案件に対応している。

<Contact>

mugiko.ashiwa@asiawise.legal

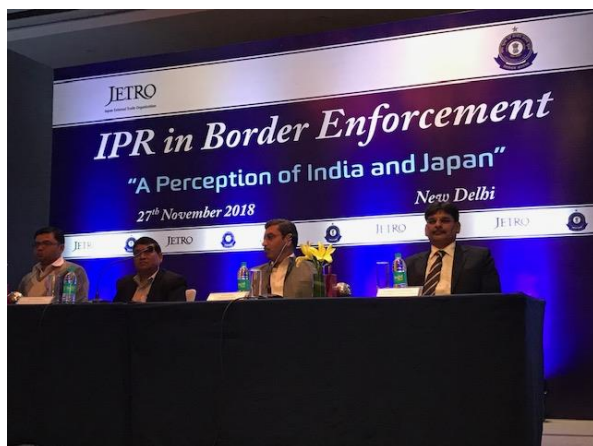
インドでの模倣品対策には税関差止めが有効

<サマリー>

- ・ インドにおける模倣品対策には、従来のレイドアクションに加え、知的財産権税関差止めの制度を利用するという選択肢があり、その利用しやすさが注目されています
- ・ 本稿では、知的財産権税関差止めの制度について、特に、事前税関登録手続、認定手続の流れ等、実務的手続を中心に解説しています

2018年11月、デリー及びチェンナイにて、JETROデリー主催によるインド税関職員を対象とした知的財産権セミナーが開催されました。筆者（奥啓徳）もこれに参加してきました。

インドを始めとするアジア新興国において、商標権、意匠権、著作権等の知的財産権を侵害する製品（模倣品）を取り締まるのは、一苦勞です。本稿は、インドにおける模倣品対策の工夫として、税関差止めの制度（輸入差止申立制度）をご紹介します。



デリー税関を対象とした知的財産権セミナー



チェンナイ税関を対象とした知的財産権セミナー

1. インドで知的財産権税関差止めを活用すべき理由

(1) 中国製の模倣品が入りつつある

インドの模倣品市場の規模は、4500億ルピー（約7000億円）とされています。新興国では、一般に衣料品、医薬品、靴、時計、革製品、宝石等の模倣品が多かったところ、最近では、それらに加え、電子機器、耐久消費財、自動車部品、化粧品、食品、アルコール飲料、コンピュータ・ハードウェア、煙草等にまで、模倣品の対象製品が広がっています。模倣品のほとんどは、インドで製造されるのではなく、国境を接する中国から入ってきています。このような状況において、インド税関における水際対策は、模倣品の流入を防ぐ重要なスキームです。日系企業についても、インドにおいて知的財産権税関差止めを活用する必要性が増していることは、間違いないでしょう。

(2) 知的財産権税関差止めは、簡単で安い制度である

インドで自らの知的財産権が侵害されている場合、権利者は、裁判所において侵害訴訟を提起したり、警察に模倣品を取り締まってもらうこと（いわゆるレイドアクション）が可能です。

インドでの模倣品対策には税関差止めが有効

もっとも、これらの手続は最短でも数ヶ月かかり、費用も高額になりがちです。他方、税関差止めは、以下に説明するように簡単に実施することが可能であり、また、税関登録を自ら行うのであれば、費用も数千ルピーに収まります。なお、インドは特許権侵害も税関差止めの対象となっている数少ない国のひとつでしたが、2018年6月から特許権侵害は対象外となりました。

2. 日系企業による活用例

インドに進出する日系企業の中にも、税関差止めを活用する企業が現れ始めています。

	レイドアクション	税関差止め
2014年	56	0
2015年	0	2,002
2016年	966	8,740
2017年	784	141,968
合計	1,806	152,719

某日系企業の模倣品摘発数の比較表

例えば、インド進出後現地ビジネスを加速しているJ社は、税関差止めを活用している企業のひとつです。過去4年間に同社が行った、レイドアクションによる模倣品摘発数と、税関差止めによる模倣品摘発数を比較してみます。2016年においては、レイドアクションによる摘発数は966である一方、税関差止めによる摘発数は8,740というように、10倍以上の開きがあります。2017年は、税関差止めを活発化させた結果、その数にさらに大きな開きが生じています。14万件以上についてレイ

ドアクションを起こすことは困難ですが、同社は、税関差止めを活用することで、効果的に知的財産権の保護を実施しています。

3 インドにおける知的財産権税関差止めの手続き

(1) 税関登録手続

インド税関における税関差止めを利用するためには、事前に、インド税関に対して、税関登録手続をする必要があります。知的財産権権利者は、税関のポータルサイト (www.icegate.gov.in) にアクセスし、関連情報の入力と以下に示す必要書類のアップロードをすることが必要です。手続に要する期間は1ヶ月程度です。

1. Copy of the Registration Certificate
2. Statement of the grounds of release of goods allegedly infringing IPR
3. Assignment deed
4. Pictures of rights holders goods.
5. Demand Draft for the fees (INR 2000 per application (USD 35) – one for each custom house)
6. Bond and Surety
7. Indemnity Bond
8. Any other documents/ requirements of the Customs Officer (sample goods etc.)

(2) 認定手続の流れ

税関登録手続の完了後、知的財産権侵害物品に該当する可能性がある貨物（侵害疑義物品）がインドに輸入された場合、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続（認定手続）が行われます。

インドでの模倣品対策には税関差止めが有効

1 通知

インド税関が侵害疑義物品を発見した場合には、知財権利者に対し、認定手続を開始する旨を通知する。

以 上



2 検査

認定手続開始通知書の受領から10日以内に、知財権利者は、当該疑義物品についての意見及び証拠を税関に提出する。生鮮疑義物品については、権利者は3日以内の検査が必要。検査をするにあたり、保証額及び担保金が決定される。保証額は、差止物品の価格の110%に相当する額、担保金の額は保証額の25%となる。知財権利者は、インド税関に対して担保金を供託する。



3 廃棄

インド税関が侵害疑義物品について侵害品に該当すると認定した場合には、輸入者が反対しない限り、税関は知財権利者の同意を得て侵害疑義物品を廃棄する。

4 まとめ

税関職員を対象としたセミナーの終了後、デリー及びチェンナイの多くの税関職員と話をする機会がありました。彼らは、インドは税関登録制度があるため知的財産権権利者にとって税関差止めが利用しやすい国なので、日系企業もインドの税関登録制度を是非使ってほしいとコメントしていました。これまで日系企業の多くが、インドでの模倣品対策として、レイドアクションのみに頼りすぎていたくらいがあります。今後、日系企業としては、従来のレイドアクションに加えて税関差止めを活用することで、効果的に模倣品対策を講じることをお勧めいたします。

インドでの模倣品対策には税関差止めが有効

執筆者

**奥 啓徳**

AsiaWise Cross-Border Consulting Singapore Pte. Ltd. 代表

Chair of IP Practice

<Career Summary>

11年に及ぶ企業知財部の経験をベースに、6年に及ぶインド&シンガポール（ASEAN）の現場経験をMIXさせ、日本企業のインド&ASEANにおける知財課題の解決を専門とする。

<Contact>

yoshinori.oku@asiawise.legal

**Nitin Wadhwa**

Founder & Managing Director, Wadhwa Law Offices,

Associate Firm of AsiaWise Group in India

Chair of India Practice

<Career Summary>

クロスボーダーM&A、ファイナンス、JV、訴訟、コーポレート・ガバナンス及びリスクマネジメント案件に12年以上の経験を有する。Wadhwa Law Offices設立前はJones Day法律事務所のインドAssociate officeにて勤務。

<Contact>

nitinwadhwa@walaw.in

長崎大学Social Business講座実施のご報告

AsiaWise法律事務所代表弁護士 久保光太郎が、長崎大学の講義で、ソーシャル・ビジネスについてお話しさせていただきました。



(文：久保光太郎)

12月4日、インド時代からの盟友である松島教授の長崎大学の講義で、ソーシャル・ビジネスについて市民、学生向けにお話をして参りました。

私は10年近くアジアの新興国において活動してきましたが、その中で、「通常の企業活動＝利益追求」、「Non-profit/ソーシャル・ビジネス＝社会的問題の解決」という一見わかりやすい図式が成り立たないと思うことがよくありました。

当然のことながら、社会的問題を解決することができれば、大きなビジネスになります。アジアの新興国では、インフラ、医療、農業等の社会的な課題を解決すべく、多くのビジネスが立ち上がっています。また、企業が社会的に問題のある方法で利益追求をしても、結局はうまくいきません。ソーシャル・ビジネスを「通常の企業活動」から切り離してしまうことは適切でないと思います。

他方、社会的に意義がある活動を続けるためには、当然、そのコストをまかなうためのお金が必要です。私はNGOの活動にも多少関わったことがありますが、NGOも、合理性、専門性のある組織と「企業家の精神」が必要となります。Non-profitの活動もソーシャル・ビジネスでなければならないのだと思います。

最近、テクノロジーの発達により、社会的なイノベーションを起こすスタートアップの時代が到来しつつあります。これはソーシャル・ビジネスにとっても大きなチャンスです。ビジネスの種は社会的課題の中に転がっています。それを解決するためのテクノロジーも日々進歩しています。こういう時代だからこそ、若い世代の方々には社会的問題に関心を持って、新しい発想と切り口で、社会的問題を解決するビジネスを始めてもらいたいと願っています。キーワードは、「Cool head, warm heart」です。

英語と日本語のちゃんぽんの講義でしたので、どこまで私のメッセージが学生に伝わったかわかりませんが、私にとっても大変楽しい時間でした。今後も本業だけではなく、様々なテーマについて視野と見聞を広げて活動してまいりたいと思います。





AsiaWise Groupはアジアを中心に活動するCross-Border Professional Firmです。国境を超え、業際を超え、クライアントへのValueを追求しております。

本稿の無断複製・転載・引用は固くお断りいたします。